

令和2年度 社会福祉法人りべるたす 事業報告書

ヘルパーステーションりべるたす

グループホームりべらる

WORK STATION りべるたす

pre-WORK STATION りべるたす

相談支援センターこすもす

千葉市中央区障害者基幹相談支援センター

りべるたすクリニック

訪問看護ステーションりべるたす

喀痰吸引等研修

研究事業

不安を抱えての1年、ピンチをチャンスに

今年度は、新型コロナウイルス対策の中、事業をつづけていくことに精一杯でした。最新情報を得ながら感染症対策を考え、毎週のように対策を考えてまいりました。ご家族ご利用者様には面会制限、行動制限へのご協力を頂きました。物資が足りず困った時にも多くの関係者の方にご協力を頂きました。一方、コロナ禍で障害のある方の働き方を変えなければならない中、変えたことでできることが増えたこともありました。

令和2年度の事業では、計画していた長洲にグループホーム、通所事業を新たに開設しました。また、就労事業を移転し定員の増員をしました。さらに、令和2年10月から千葉市中央区障害者基幹相談センターの事業を受託行い、スタートしました。

私は現在、基幹相談支援センターで管理者をしておりますが、地域での障害のある方の重度化・高齢化の問題、グレーゾーンで中々サービスに繋がらないような方たちと接しております。地域で主に障害があるまたは障害があると思われる方の相談にのれる窓口の体制づくりをしっかりと行っていきたいと思っております。

財務状況では2年前に一気に事業を増やしたことで、キャッシュフローに課題を抱えていましたが、今年度ははやや改善してきました。

今年度も福祉が必要な方に繋がれるような支援を続けながら、ケアを提供する体制をしっかりとつくり、ケアする人をも大切にできるよう実践を行いたいと思っております。

今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

令和3年6月13日

理事長 伊藤佳世子

内容

内容	- 3 -
社会福祉法人りべるたすのおもい values	- 5 -
法人概要	- 8 -
ヘルパーステーションりべるたす 概要	- 10 -
グループホームりべらる 概要	- 11 -
グループホームはれ 概要	- 12 -
WORK STATION りべるたす 概要	- 13 -
Pre-WORK STATION りべるたす 概要	- 13 -
相談支援センターこすもす 概要	- 14 -
千葉市中央区障害者基幹相談支援センター 概要	- 14 -
りべるたすクリニック 概要	- 15 -
訪問看護ステーションりべるたす 概要	- 16 -
喀痰吸引等研修事業所りべるたす 概要	- 16 -
福祉用具貸与、販売りべるたす概要	- 17 -
令和2年度の事業概要について	- 18 -
財務の状況	- 19 -
従業員の状況	- 22 -
りべるたす行事	- 24 -
各種会議	- 27 -
各種研修	- 33 -
ヘルパーステーションりべるたすの事業報告	- 34 -
グループホーム	- 35 -
相談支援センターこすもす	- 39 -

訪問看護ステーションりべるたすの事業報告	- 40 -
WORKSTATION りべるたすの事業報告	- 41 -
喀痰吸引等研修	- 42 -
研究事業	- 43 -
地域貢献事業	- 43 -
コロナ関連報告	- 44 -

当法人の基本理念は「誰もが地域で生活し、活躍の機会をもてる社会を目指します」とする。

行動指針

- 一、私たちは、難しい事柄に遭遇したとき、評論家にならず解決に向けて行動します
- 一、私たちは、日々の行動に満足せず、自ら課題をもち考える姿勢をもち続けます
- 一、私たちは、組織内のチームワークはもちろんのこと、多様な人々との関係性を大切にします。

私たちの支援の方針

一、障害にこだわらない支援

りべるたすではどんな障害も受け入れます。障害だけではなくその人を理解することが大切であり、その可能性を信じていきます。

一、生活の幅を広げ、開拓する支援

生活の幅を広げるために一緒にいろいろなことにチャレンジしていきます。できることをどう広げていけるかを考えます。そのことが地域への啓発にもつながります。

一、相手をおもう真摯な支援

生活していればいいことばかりではなく、嫌なことを言わないといけない場合もあります。一人の人間として真摯に尊重してその方を見て、しっかりと受け止めた支援をします。対応がいいことが真摯な支援ではありません。

一、つなげる／つながる支援

抱え込まないように、色々なサービスとつなげる、地域とつなげる、地域の資源をつなげる。それが小さな輪になったり大きな輪になったり、その人に合わせて笑顔でつながりをもって支えています。

社会福祉法人としての使命、経営の原則

本年も、社会福祉法人の在り方を意識しつつ全国社会福祉施設経営者協議会が提唱する「社会福祉法人アクションプラン 2020」を参考に当法人を経営していきます。

アクションプラン 2020 では、「公共的・公益的かつ信頼性の高い法人経営」に関する 10 の経営原則を改定するとともに、社会福祉法人の使命である「社会、地域における福祉の充実・発展」に寄与するために、4 つの基本姿勢と 14 の取り組み課題を行動指針として整理しています。

(1) 利用者に対する基本姿勢

利用者の人権を常に尊重し、サービスの質の向上や環境改善に積極的に取り組む社会福祉法人「社会福祉法人として常に原点に立ち戻り、一人ひとりの人権を尊重した活動を行います」

- ・ 利用者の自己決定と選択を尊重し、その権利擁護を実現するとともに、個人の尊厳に配慮した良質かつ安心・安全なサービスを提供します。（行動指針 1）
- ・ 常に利用者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供します。サービスの質の向上に向けた体制を構築します。（行動指針 2）
- ・ 利用者の生活が施設やサービスの中で完結することなく、家族や知人・友人、地域住民との関係が継続、さらに促進されるように支援します。（行動指針 3）
- ・ 良質かつ安心・安全なサービス提供を実現するため、利用者の生活環境・利用環境を整備します。（行動指針 4）

(2) 社会に対する基本姿勢

地域包括ケアの中心的役割を担い、公益的な事業を率先して行う社会福祉法人「地域の実情・利用者の必要性にあわせて、制度化された社会福祉事業と制度化されていない地域公益活動を組み合わせ、社会資源と連携して、サービスを提供する仕組みを構築します」

- ・ 地域における様々な福祉課題、生活課題に主体的にかかわり、多様な関係機関や個人との連携・協働を図り、既存の制度では対応できない公益的な取り組みを推進します。また、地域福祉計画にも積極的に参画し、地域包括ケアの確立に取り組みます。（行動指針 5）
- ・ 社会福祉法人が非営利法人として、積極的に活動していくためには、財源負担者たる国民からの信頼や協力が必要不可欠です。今“見える化”にとどまらない“見せる化”を推進し、国民の信頼と協力を得るために、積極的な情報の発信に取り組みます。（行動指針 6）

(3) 福祉人材に対する基本姿勢

良質な社会福祉人材を育成する社会福祉法人「我が国の社会福祉に必要な人材を、国内外問わず教育、育成します。また、福祉従事者の地位向上に向け積極的に取り組みます」

- ・ 経営理念に基づき、めざす法人経営を実現するため、期待する職員像を内外に明示し、トータルな人材マネジメントシステムを構築します。（行動指針7）
- ・ 良質な福祉人材の確保に向け、様々な採用手段を講じます。また、福祉の仕事の啓発のための情報発信、福祉教育にも取り組みます。（行動指針8）
- ・ 福祉サービスの継続と発展のために、職員処遇全般の向上、働き甲斐のある職場づくりに取り組みます。また、多様な職種、職務形態、年代の職員が働きやすい環境を推進します。（行動指針9）
- ・ 法人がめざす職員像に基づき、職務能力の開発及び全人的な成長を目的とした人材育成に取り組みます。また、職員の質の向上、福祉サービスの質と量の向上の「要」となるリーダー層の育成に取り組みます。さらに、「新しい地域包括支援体制」を支える総合的な人材の育成にも取り組みます。（行動指針10）

（4）マネジメントに対する基本姿勢

非営利法人にふさわしい透明性の高い運営をする社会福祉法人「非営利法人として、ふさわしい透明性のある組織構築を行い、地域に対して積極的な情報発信をすることにより、地域社会に認められる活動、事業運営を行います」

- ・ 社会福祉法など関係法令はもとより、法人の理念や諸規程さらには広い意味での社会的ルールやモラルを遵守した経営を行います。（行動指針11）
- ・ 国民の負託に応えるべく、公正かつ透明性の高い適正な経営を可能にする実効性のある組織体制を構築して組織全体を適切に統治します。（行動指針12）
- ・ 公益性の高い事業活動の推進および信頼性の高い効果的な経営の観点から、健全な財務規律を確立します。（行動指針13）
- ・ 社会福祉法人の経営者は、リーダーシップを発揮し、「アクションプラン2020」に基づいた取り組みを実践します。また、地域の生活課題や福祉ニーズに対して素早く対応します。（行動指針14）

法人概要

法人名称	社会福祉法人りべるたす（2016年4月1日登記）		
主たる事務所	〒260-0802 千葉市中央区川戸町468番地1		
	電話	043-497-2373	FAX 043-497-2728
理事長	伊藤 佳世子（千葉市）		
理事	堀 智 貴（厚木市）	執行理事	
	下河原 忠 道（浦安市）	株式会社シルバーウッド代表取締役	
	高 木 憲 司（船橋市）	和洋女子大学准教授	
	川 畑 善 智（東京都）	株式会社パムックス代表取締役	
	池 田 敏 子（千葉市）	事務局長	
	竹 嶋 信 洋（千葉市）	株式会社ベストサポート代表取締役	
評 議 員	武 石 直 人（千葉市）	NPO法人外国人介護人材研究所理事長	
	濱 上 賢 一（千葉市）	21地区自治会連絡協議会顧問	
	関 口 幸 一（袖ヶ浦市）	NPO法人ぽぴあ代表	
	安 形 典 子（柏市）	患者家族	
	佐久間 水 月（千葉市）	弁護士	
	栗 田 健（東京都）	社会福祉法人日の基福祉会理事	
	喜 本 由美子（船橋市）	NPO法人ラフト代表	
	林 晃 弘（白井市）	社会福祉法人フラット理事長	
監 事	柳 町 和 巳（船橋市）	税理士法人スタート代表	
	桑 本 博（船橋市）	行政書士	
事業の種類	1. 第二種社会福祉事業（イ）障害福祉サービス事業の経営 （ロ）特定相談支援事業の経営 （ハ）一般相談支援事業の経営		

- (二) 障害児相談支援事業の経営
- (ホ) 移動支援事業の経営
- (へ) 老人居宅介護等事業の経営

2. 公益を目的とする事業 (1) 研修事業

- (2) 診療所の経営
- (3) 社会福祉に関する調査研究事業
- (4) 福祉用具貸与・販売
- (5) 住宅改修
- (6) 居宅介護支援事業
- (7) 千葉県障害者基幹相談支援センターの運営

所 轄 庁 千 葉 市

ヘルパーステーションりべるたす 概要

事業名称 りべるたす

管理者 齋藤みさ子

サービス提供責任者 齋藤みさ子

福井佐一

林典子

所在地 〒260-0802 千葉市中央区川戸町468番地1

電話 043-497-2373 FAX 043-497-2127

事業指定日 平成28(2016)年4月1日

事業の種類 1 指定障害福祉サービス事業

居宅介護、重度訪問介護、同行援護(1210103741)

移動支援 千葉市(1260103740) 八千代市(1260401235)

市川市(1260361512) 鎌ヶ谷市(2242053)

四街道市(1260) 横芝光町

大網白里市 茂原市

2 指定介護保険事業

訪問介護(1270104803)

苦情受付担当者 管理者

協力医療機関 りべるたすクリニック

グループホームりべらる 概要

事業名称 りべらる

管理者 天野喜彦

所在地 〒260-0802 千葉市中央区川戸町 468 番地 1

電話 043-497-2373 FAX 043-497-2127

事業指定日 平成28(2016)年9月1日

事業の種類 指定障害福祉サービス事業

共同生活援助・介護サービス包括型 (1220100364)

空床利用型短期入所 (1210103956)

日中一時支援 (1260103955)

苦情受付担当者 サービス管理責任者

防火管理者 天野喜彦

協力医療機関 りべるたすクリニック

グループホームはれ 概要

事業名称 はれ

管理者 小笠原 信子

所在地 〒273-0035 千葉県船橋市本中山 2-2-4

電話・FAX 047-712-8010

事業指定日 平成30(2018)年6月1日

事業の種類 指定障害福祉サービス事業

共同生活援助・介護サービス包括型(1222800318)

空床利用型短期入所(1212802282)

苦情受付担当者 サービス管理責任者

防火管理者 天野 喜彦

協力医療機関 土居内科医院

WORK STATION りべるたす 概要

事業名称 WORK STARTION りべるたす

管理者 岡本拓也

所在地 〒260-0854 千葉市中央区長洲 2-13-6

電話 043-235-8410 FAX 043-238-8420

事業指定日 平成30(2018)年10月1日

事業の種類 指定障害福祉サービス事業

自立訓練(生活訓練)・訪問型自立訓練(1210104236)

生活介護(1210104236)

就労継続支援B型(1210104236)

苦情受付担当者 管理者

Pre-WORK STATION りべるたす 概要

事業名称 pre-WORK STARTION りべるたす

管理者 堀 智貴

所在地 〒260-0802 千葉市中央区川戸 411-7

電話 043-310-7715 FAX 043-310-7715

事業指定日 令和2(2020)年7月1日

事業の種類 指定障害福祉サービス事業

生活介護(1210104772)

苦情受付担当者 管理者

相談支援センターこすもす 概要

事業名称 相談支援センターこすもす

管理者 池田 敏子

所在地 〒260-0802 千葉市中央区川戸町 468 番地 1

電話 043-497-2728 FAX 043-497-2127

事業指定日 平成28(2016)年9月1日

事業の種類 指定障害福祉サービス事業

特定相談、一般相談支援事業 (1230100610)

障害児相談支援事業 (1270100322)

自立生活援助 (1210104178)

苦情受付担当者 管理者

千葉市中央区障害者基幹相談支援センター 概要

事業名称 千葉市中央区障害者基幹相談支援センター

管理者 伊藤 佳世子

所在地 〒260-0854 千葉市中央区長洲2-13-4-101

電話 043-445-7733 FAX 043-445-7785

事業指定日 令和2(2020)年10月1日

事業の種類 指定障害福祉サービス事業

基幹相談支援センター

苦情受付担当者 管理者

りべるたすクリニック 概要

事業名称 りべるたすクリニック

院長 河原仁志

所在地 〒260-0843 千葉市中央区末広 3-27-6-101 号
電話 043-441-3360 FAX 043-309-5590

事業指定日 平成30(2018)年5月1日

事業の種類 医療保険

介護保険

特定疾患治療費

児童福祉法による小児慢性特定疾病医療支援

難病の患者に対する医療費等に関する法律による特定医療

指定自立支援医療機関

労災指定医療機関

生活保護指定医療機関

診療科 内科

診療日 水曜日の9時から18時、金曜日13時から18時 予約外来

苦情受付担当者 佐久間綾子

訪問看護ステーションりべるたす 概要

事業名称 訪問看護ステーションりべるたす

管理者 佐久間 綾子

所在地 〒260-0802 千葉市中央区川戸町 468-1

電話 043-309-5510 FAX 043-497-2127

事業指定日 令和元（2019）年7月1日

事業の種類 医療保険

介護保険

特定疾患治療費

児童福祉法による小児慢性特定疾病医療支援

難病の患者に対する医療費等に関する法律による特定医療

生活保護指定医療機関

苦情受付担当者 管理者

喀痰吸引等研修事業所りべるたす 概要

事業名称 喀痰吸引等研修事業所りべるたす

担当者 中塚暉男、塚本博計

所在地 〒260-0802 千葉市中央区川戸町 468 番地 1

電話 043-497-2373 FAX 043-497-2728

事業指定日 平成28（2016）年11月1日

事業の種類 喀痰吸引等研修事業所（1220023）

福祉用具貸与、販売りべるたす概要

事業名称 福祉用具貸与、販売りべるたす

管理者 河合正文

所在地 〒260-0802 千葉市中央区川戸町 468 番地 1

電話 043-497-2373 FAX 043-497-2127

事業指定日 平成30(2018)年5月1日

事業の種類 指定介護保険事業

福祉用具貸与 (1270104985)

福祉用具販売

苦情受付担当者 管理者

令和2年度の事業 トピック

1. ワークステーションの働き方改革・プレワークステーションでの日中活動の改革をおこないました
オンラインをつかった働き方、在宅ワーク、新たな仕事としてマスク・弁当等の販売をおこないました。緑区役所での販売もおこなっております。長時間車椅子に座るのが難しい方が通える通所の開所をしました。エアマットがある通所です。まずは生活の場から場所を変えて過ごすことを始めています。

2. 新たなくらしの場の提案をしました

町中にグループホームを開所しまして(千葉市中央区長洲)一人暮らしを目指す方のために自力で買い物や移動ができるようにしました。主に電動車いすで過ごす方々の自立を目指しています。

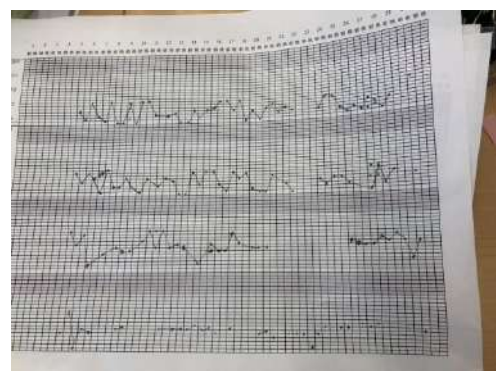
サービスにのらない方の低価格の暮らしの場があるので、シェルターとして利用可能となっています。

3. 職員研修をオンライン化して常時学べる体制をつくりました

サポートズカレッジの導入を行い、イーラーニング体制をつくりました。毎月計画的に研修を行っておりますが、それ以外も自由に職員の都合で学べる場ができました。かなり大量の利用があり、質の向上と意欲の向上につながりました。

【新型コロナウイルス感染症対策】

職員と利用者の発熱管理、徹底したゾーニング管理、行動制限、面会制限を行って参りました。ワクチンの開始は令和3年8月以降を予定しております。現在クラスターの発生は0となっております。

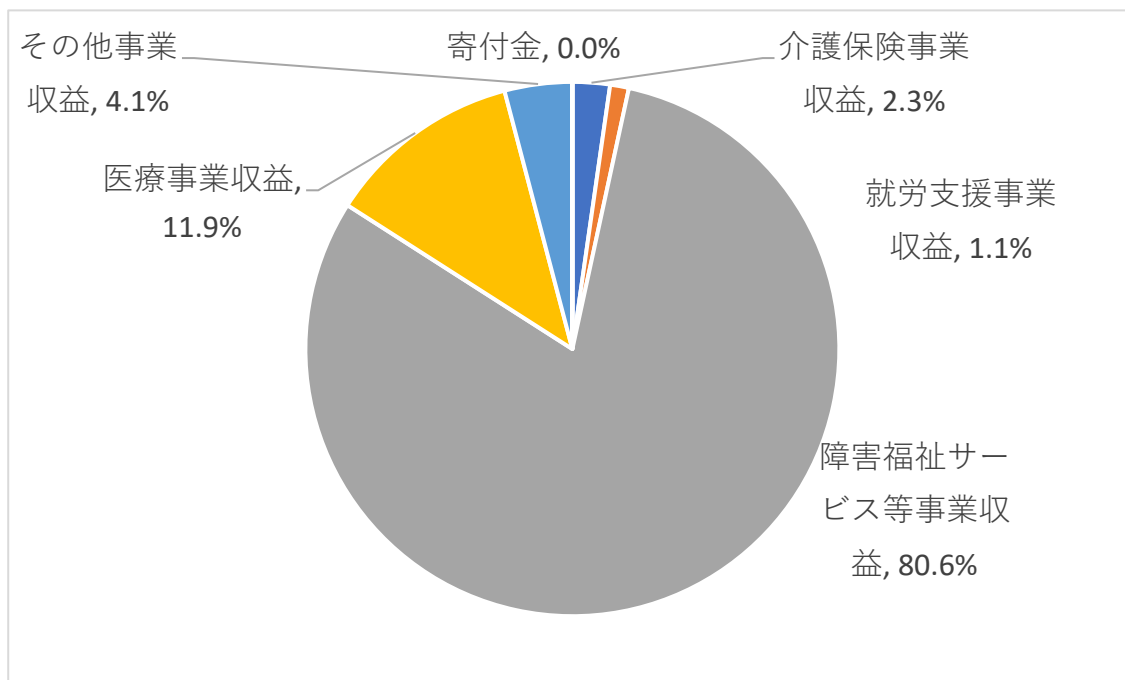


財務の状況

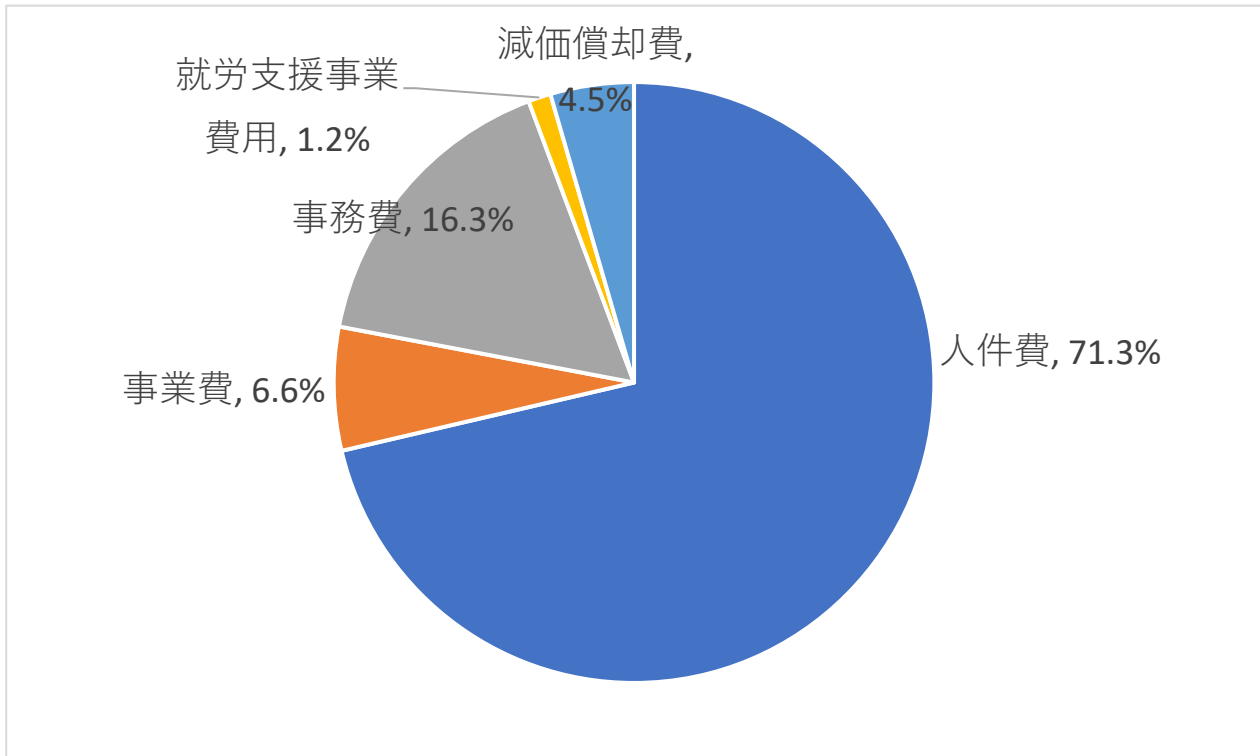
社会福祉法人となって5期目の決算となり、昨年度から引き続き事業の安定を図っているところです。新しい事業は、18床のグループホームの開設、新たな通所事業を立ち上げました。財務の状況では、一昨年度より約8千万円増収となり約1800万円の黒字となりました。財務状況の改善ははかれてきているが、新たな事業もある為資金的には苦しい状況は続いています。人件費率は74%から70%に減っています。

- 財務ハイライト
- ✓ 新規事業やGHの増築、加算の見直しにより増収している。
- ✓ 収益が約1800万となり、財務状況が改善した。

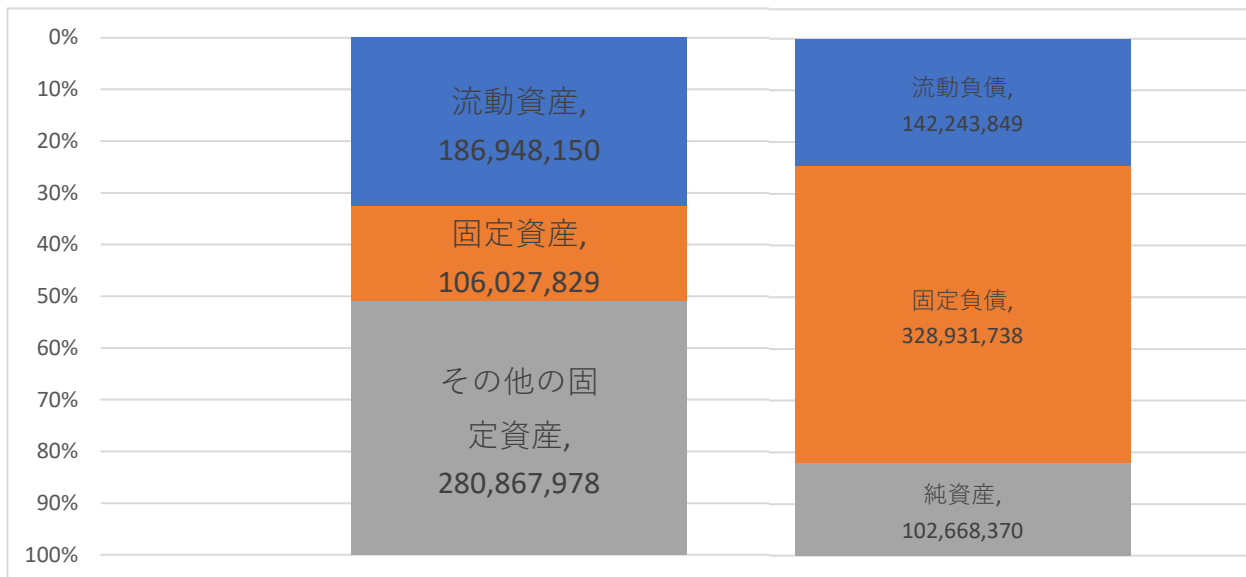
事業活動収入計 739,658,893 円



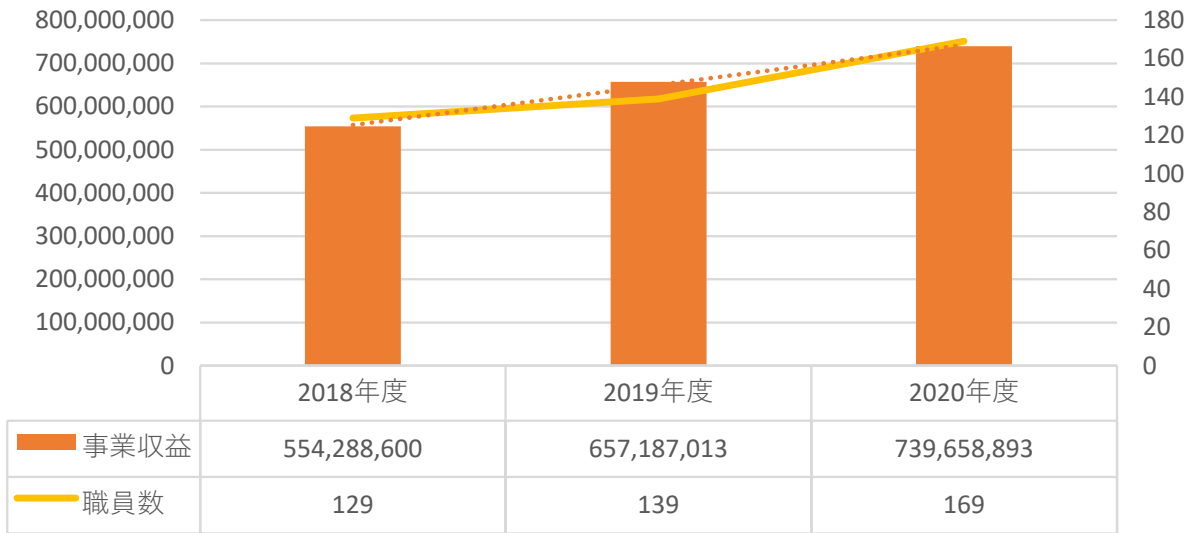
事業活動費用計 722,867,397 円



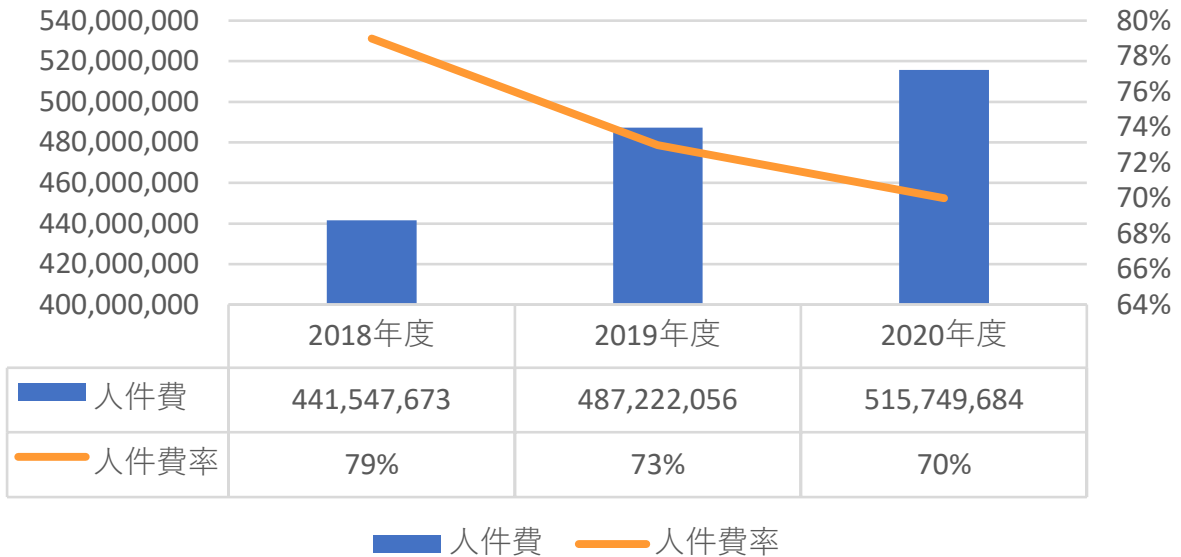
貸借対照表 (573,843,957 円)



サービス活動収益の推移



人件費率の推移



従業員の状況

令和3年3月31日現在 りべるたす株式会社、社会福祉法人りべるたすの合計

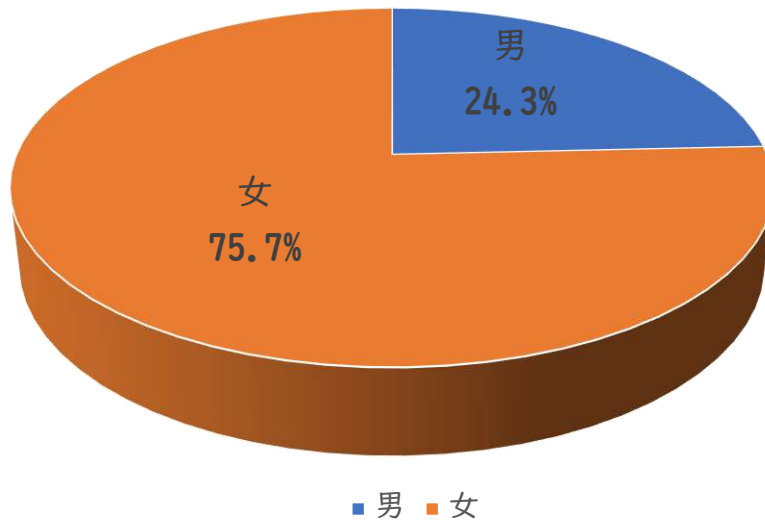
職員数 166名 うち正規職員 72名、非正規職員 94名うち65歳以上の職員 52名 合計 166名

離職率 13.4%

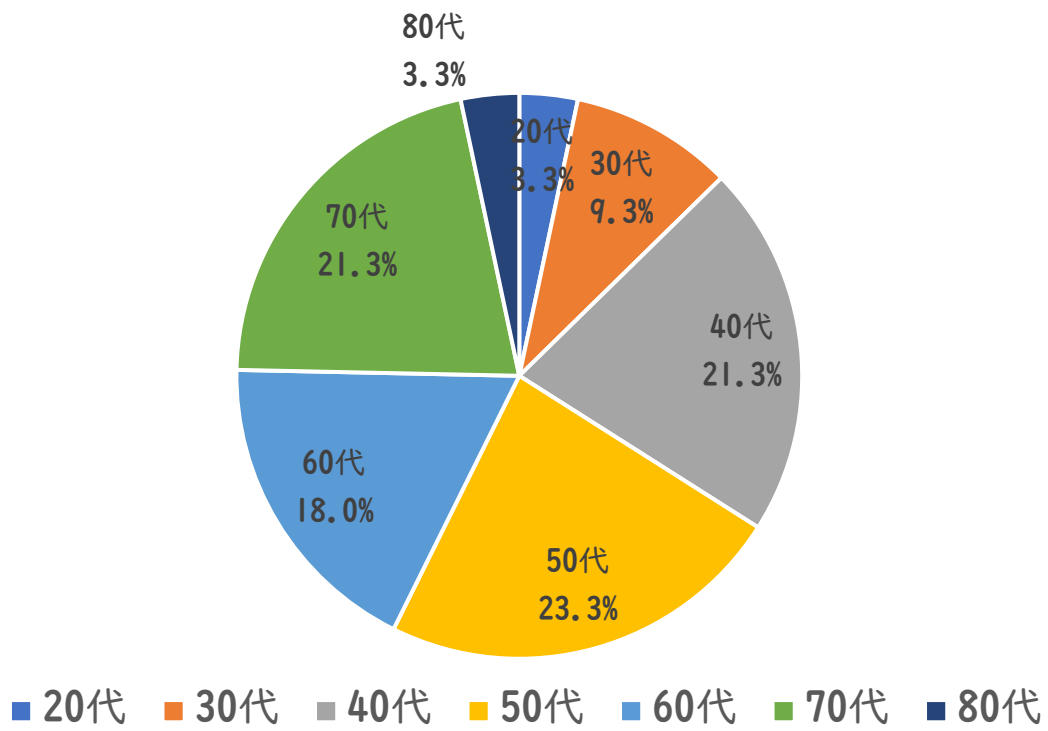
【資格内訳】

介護福祉士	39人
ヘルパー1級	5人
ヘルパー2級	59人
初任者研修(介護福祉士を除く)	27人
実務者研修修了者	11人
重度訪問介護従事者	25人
同行援護従業者	10人
社会福祉士	7人
精神保健福祉士	2人
相談支援従事者	9人
相談支援専門員	3人
社会福祉主事	3人
理学療法士	2*人
看護師	6人
准看護師	2人
医師	1人
介護支援専門員	3人
サービス管理責任者	5人
児童発達支援管理責任者	3人
福祉住環境コーディネーター	4人
保育士	1人

男女比



年齢別



りべるたす行事

➤ 事業所内行事

6月1日 すまいる15・16・17 オープン

7月1日 WORK STATION りべるたす引っ越し

pre WORK STATION りべるたすオープン

7月30・31日 職員健康診断

21年1月1日 りべるたす初詣

21年2月25日 深夜勤務者対象健康診断

21年3月22日・23日 全体研修

理事会の開催状況

日時	出席者数/ 定数	議題	欠席者氏名	出席監事	議長氏名	議事録署名人 氏名
令和2年6月4日	6/6	第1号議案 令和元年度事業報告(理事長・業務執行理事報告含む) 第2号議案 令和元年度決算案の承認 第3号議案 定款変更について 第4号議案 経理規程変更について 第5号議案 新理事の提案について 第6号議案 評議員会日程及び議題	なし	柳町和巳 桑本博	堀智貴	柳町和巳 桑本博
令和2年6月12日	5/6	第1号議案 千葉銀行よりの借入	下河原忠道	桑本博	伊藤佳世子	桑本博
令和2年6月19日	6/6	第1号議案 貸借対照表・収支計算書・財産目録の承認 第2号議案 役員報酬総額 第3号議案 定款変更について 第4号議案 新理事の選任について (報告) 1. 令和元年度事業報告	なし	柳町和巳 桑本博	伊藤佳世子	柳町和巳 桑本博
令和2年11月26日	7/7	報告事項 ・理事と評議員の増員について 第1号議案 基幹センター開設に関する件について	なし	桑本博	伊藤佳世子	桑本博
令和2年12月22日	6/7	第1号議案 基幹センター開設に伴う定款変更	下河原忠道	桑本博	伊藤佳世子	桑本博
令和3年3月30日	7/7	第1号議案:補正予算案について 第2号議案:令和3年度事業計画(案)について 第3号議案:令和3年度予算(案)について (報告案件) 理事長・業務執行理事の職務執行状況報告	なし	柳町和巳 桑本博	伊藤佳世子	柳町和巳 桑本博

評議委員会の開催状況

日時	出席者数/ 定数	議題	欠席者氏名	出席理事	議長氏名	議事録署名 氏名
令和2年6月19日	6/7	第1号議案 貸借対照表・収支計算書・財産目録の承認 第2号議案 役員報酬総額 第3号議案 定款変更について 第4号議案 新理事の選任について (報告) 1. 令和元年度事業報告 第1号議案 基幹センター開設に伴う定款変更 報告) ・理事と評議員の増員について	濱上賢一	伊藤佳世子 堀智貴	武石直人	佐久間水月 安形典子
令和2年12月22日	6/8		関口幸一 濱上賢一	伊藤佳世子 堀智貴	武石直人	佐久間水月 安形典子

評議員選任・解任委員会の開催状況

日時	出席者数/ 定数	議題	欠席者氏名	出席理事	議長氏名	議事録署名 氏名
令和2年			なし			

各種会議

➤ 管理者会議

開催日	時間
令和2年4月6日	8:30 ~ 9:00
令和2年4月13日	8:30 ~ 9:00
令和2年4月20日	8:30 ~ 9:00
令和2年4月27日	8:30 ~ 9:00
令和2年5月4日	8:30 ~ 9:00
令和2年5月11日	8:30 ~ 9:00
令和2年5月18日	8:30 ~ 9:00
令和2年5月25日	8:30 ~ 9:00
令和2年6月1日	8:30 ~ 9:00
令和2年6月8日	8:30 ~ 9:00
令和2年6月15日	8:30 ~ 9:00
令和2年6月22日	8:30 ~ 9:00
令和2年6月29日	8:30 ~ 9:00
令和2年7月6日	8:30 ~ 9:00
令和2年7月13日	8:30 ~ 9:00
令和2年7月20日	8:30 ~ 9:00
令和2年7月27日	8:30 ~ 9:00
令和2年8月3日	8:30 ~ 9:00
令和2年8月10日	8:30 ~ 9:00
令和2年8月17日	8:30 ~ 9:00
令和2年8月24日	8:30 ~ 9:00
令和2年8月31日	8:30 ~ 9:00
令和2年9月7日	8:30 ~ 9:00
令和2年9月14日	8:30 ~ 9:00
令和2年9月21日	8:30 ~ 9:00
令和2年9月28日	8:30 ~ 9:00
令和2年10月5日	8:30 ~ 9:00
令和2年10月12日	8:30 ~ 9:00
令和2年10月19日	8:30 ~ 9:00
令和2年10月26日	8:30 ~ 9:00
令和2年11月2日	8:30 ~ 9:00
令和2年11月9日	8:30 ~ 9:00

令和2年11月16日	8:30 ~ 9:00
令和2年11月24日	8:30 ~ 9:00
令和2年11月30日	8:30 ~ 9:00
令和2年12月7日	8:30 ~ 9:00
令和2年12月14日	8:30 ~ 9:00
令和2年12月21日	8:30 ~ 9:00
令和2年12月28日	8:30 ~ 9:00
令和3年1月4日	8:30 ~ 9:00
令和3年1月12日	8:30 ~ 9:00
令和3年1月18日	8:30 ~ 9:00
令和3年1月25日	8:30 ~ 9:00
令和3年2月1日	8:30 ~ 9:00
令和3年2月8日	8:30 ~ 9:00
令和3年2月15日	8:30 ~ 9:00
令和3年2月22日	8:30 ~ 9:00
令和3年3月1日	8:30 ~ 9:00
令和3年3月8日	8:30 ~ 9:00
令和3年3月15日	8:30 ~ 9:00
令和3年3月22日	8:30 ~ 9:00
令和3年3月29日	8:30 ~ 9:00

➤ 衛生委員会部門

社会福祉法人りべるたす 安全委員会開催状況

会議名 2020年4月度安全衛生委員会

月日: 2020年4月27日(月)

時間: 9:00~10:00

場所: りべるたす事務所(千葉市中央区川戸町468-1)

出席者: 産業医:河原医師、池田安全衛生委員長、田中安全衛生管理者

佐久間委員、林委員、小山委員、藤嶋ホーム長、天野ホーム長、齋藤ホーム長、

松本ホーム長、佐々木ホーム長、中塚委員

会議名 2020年5月度安全衛生委員会

コロナ対策のため中止

会議名 2020年6月度安全衛生委員会

コロナ対策のため中止

会議名 2020年7月度安全衛生委員会

月日: 2020年7月27日(月)

時間: 9:00~10:00

場所: りべるたす事務所(千葉市中央区川戸町468-1)

出席者: 産業医:河原医師、池田安全衛生委員長、田中安全衛生管理者

佐久間委員、八島委員、林委員、小山委員、藤嶋ホーム長、天野ホーム長、齋藤ホーム長、

松本ホーム長、地曳ホーム長、岡本委員、中塚委員

会議名 2020年8月度安全衛生委員会

月日： 2020年8月31日(月)

時間： 9:00~10:00

場所： りべるたす事務所(千葉市中央区川戸町 468-1)

出席者：産業医：河原医師、池田安全衛生委員長、田中安全衛生管理者
八島委員、林委員、小山委員、天野ホーム長、中塚委員

会議名 2020年9月度安全衛生委員会

月日： 2020年9月28日(月)

時間： 9:00~10:00

場所： りべるたす事務所(千葉市中央区川戸町 468-1)

出席者：産業医：河原医師、堀理事、池田安全衛生委員長、田中安全衛生管理者
佐久間委員、林委員、小山委員、藤嶋ホーム長、天野ホーム長、松本ホーム長、齋藤ホーム長、
中塚委員

会議名 2020年10月度安全衛生委員会

月日： 2020年10月26日(月)

時間： 9:30~10:00

場所： りべるたす事務所(千葉市中央区川戸町 468-1)

出席者：産業医：河原医師、堀理事、池田安全衛生委員長、田中安全衛生管理者
小山委員、藤嶋ホーム長、天野ホーム長、齋藤ホーム長、中塚委員

会議名 2020年11月度安全衛生委員会

月日: 2020年11月30日(月)

時間: 9:30~10:00

場所: りべるたす事務所(千葉市中央区川戸町468-1)

出席者: 産業医:河原医師、堀理事、池田安全衛生委員長、田中安全衛生管理者

小山委員、林委員、福井委員、藤嶋ホーム長、天野ホーム長、齋藤ホーム長、中塚委員

会議名 2020年12月度安全衛生委員会

月日: 2020年12月28日(月)

時間: 9:30~10:00

場所: りべるたす事務所(千葉市中央区川戸町468-1)

出席者: 産業医:河原医師、池田安全衛生委員長、田中安全衛生管理者

小山委員、林委員、藤嶋ホーム長、天野ホーム長、齋藤ホーム長、中塚委員

会議名 2021年1月度安全衛生委員会

月日: 2021年1月25日(月)

時間: 9:30~10:00

場所: りべるたす事務所(千葉市中央区川戸町468-1)

出席者: 産業医:河原医師、堀理事、田中安全衛生管理者

小山委員、福井委員、藤嶋ホーム長、天野ホーム長、塚本委員、中野委員、中塚委員

会議名 2021年2月度安全衛生委員会

月日： 2021年2月22日(火)

時間： 9:30~10:00

場所： りべるたす事務所(千葉市中央区川戸町 468-1)

出席者：産業医：河原医師、堀理事、池田安全衛生委員長、田中安全衛生管理者
小山委員、福井委員、天野ホーム長、塚本委員、中塚委員

会議名 2021年3月度安全衛生委員会

月日： 2021年3月29日(月)

時間： 9:30~10:00

場所： りべるたす事務所(千葉市中央区川戸町 468-1)

出席者：産業医：河原医師、堀理事、池田安全衛生委員長、田中安全衛生管理者
林委員、天野ホーム長、斎藤ホーム長、塚本委員、中塚委員

各種研修

➤ 職員研修

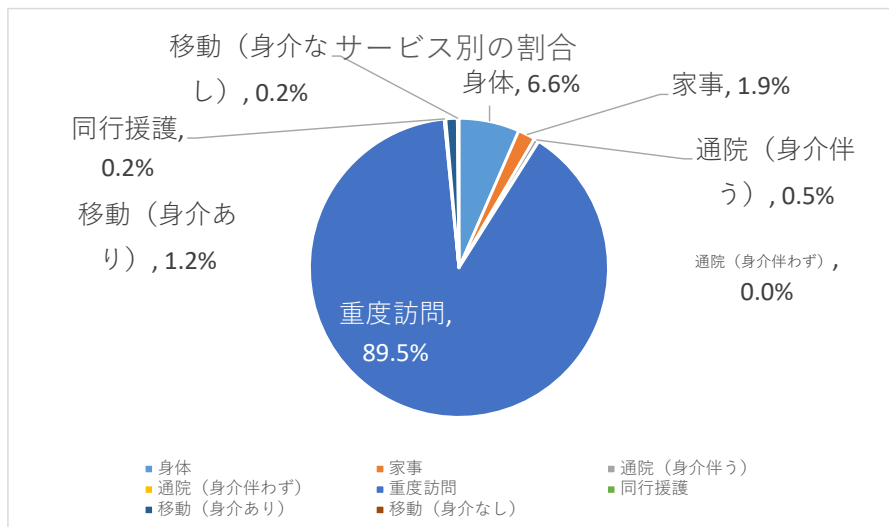
サポーターズカレッジ WEB 講座	
5月	障害者福祉とは
6月	グループホーム概論
7月	利用者にやさしい施設
8月	障がい者虐待防止
9月	てんかん
10月	統合失調症
11月	障がい者との関係構築
12月	精神障がい
1月	障がい者支援の理念とは
2月	理念の実践と人材育成
3月	業務の標準化
その他の研修	
2020/10/30	「就労系福祉サービスの役割」と「指導監査」について
2020/12/8	医療観察法の研修
2020/12/17・18	共生社会フォーラム
2020/1/22	虐待研修
2021/2/27	障害福祉サービス法定改定研修会
2021/3/2	行動障害の研修
2021/3/4	喀痰吸引のフォローアップ研修
2021/3/12	初めての医療的ケア研修
2021/3/16	ゲートキーパー研修
2021/3/22・23	千葉大 SBAR 研修、全体研修

ヘルパーステーションりべるたすの事業報告

本年度は昨年同様吸引等の医ケアが必要な方の相談が多くありました。また、入院中のコミュニケーション支援事業を利用されることも多くありました。財政面は他の事業所においてお願いできるところはしているので、減少傾向です。

➤ 利用者の状況

令和2年度利用者数(総時間数年間 72866.7 時間、収益 436,416 千円)



(環境整備状況)

● 職場環境の整備

サービス提供責任者候補を選出して、サービスの質を向上させるための計画の作成を OJT で進めたが、十分な成果を得られていない。今後も引き続き育成を進めていく。さらに、ケア会議や連絡体制の整備を整えていく。また、事務の時間を増やして、手順書や計画の見直しを図った。

● 人材育成

コロナ禍において、集合研修ができなかった。その代わりに、オンラインの研修を実施した。オンライン受講が難しい方は、事務局にて受講できる仕組みをとったりしたが、すべての人が受講できていないため、さらなる周知と受講しやすい仕組みについての検討が必要となった。

● 人材確保

紹介キャンペーンでは一定の成果が得られた。また、求人広告に関してはジョブメドレーという媒体を活用し、一定の成果が得られた。新卒についても 2 名の採用ができた。

● 記録のデータ化

・紙ベースである記録を再整理した。データ化する前段階まで。

グループホーム

すまいる 15・16・17 開設後、満床に向けて急速に入ってきたことに伴い、ケアスタッフの充足が間に合わず、既存ヘルパーに負担をかける結果となった。12 月までその状況が続き、1 月以降の体制は一応整った形となる。

法人として基幹相談支援センターの委託を受けることで、障害福祉サービス以外のご利用者も増え、制度外や体験ルームを活用して対応した。

体験利用や短期入居に関してはコロナ感染予防の観点から、必要不可欠な場合を除き、利用を制限させていただいた。月 1 回のグループホーム会議を繰り返し、すまいる毎の緊急時対応や支援マニュアルの作成を行った。

緊急ショートを受け入れに際して、特定のスタッフだけでなく、グループホーム関係者で情報を共有しながら受け入れを行ったことで、地域のセーフティネットとしての役割の再確認が職員間で行われた。

今後の継続的な運営を考え、スタッフの配置や加算要件の見直しを考えていく必要がある。

① 定員

令和 2 年 6 月よりすまいる 15・すまいる 16・すまいる 17 を開設

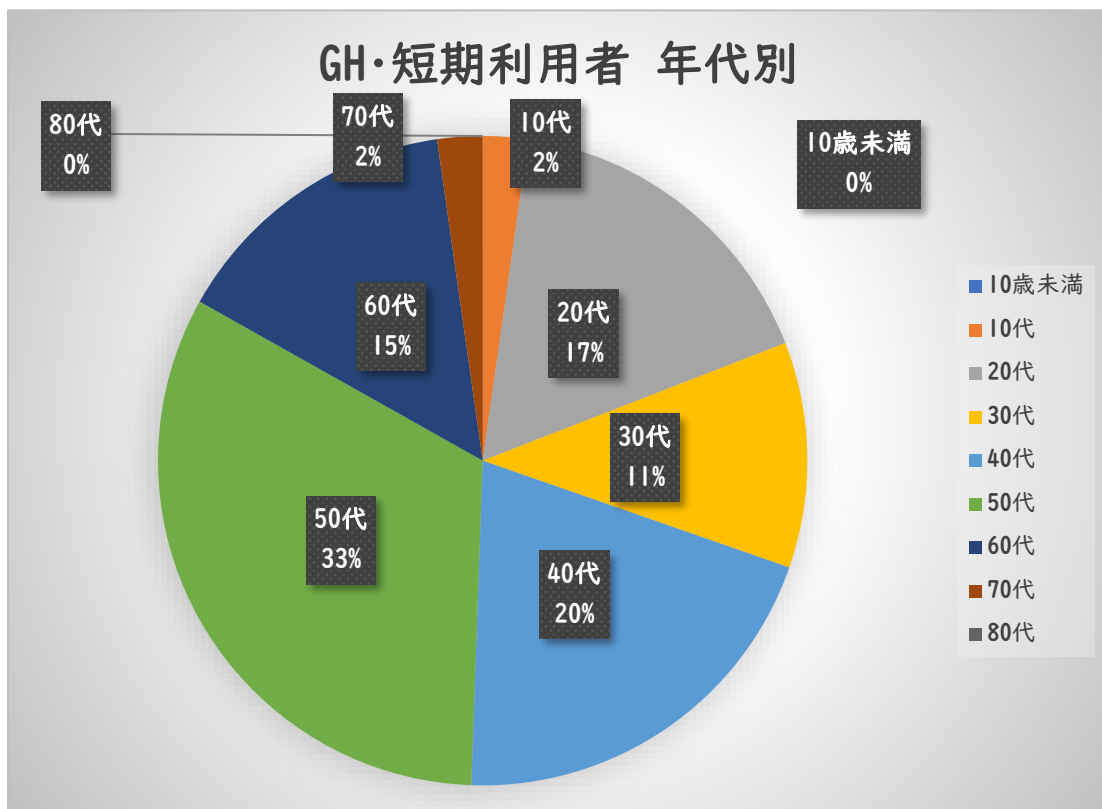
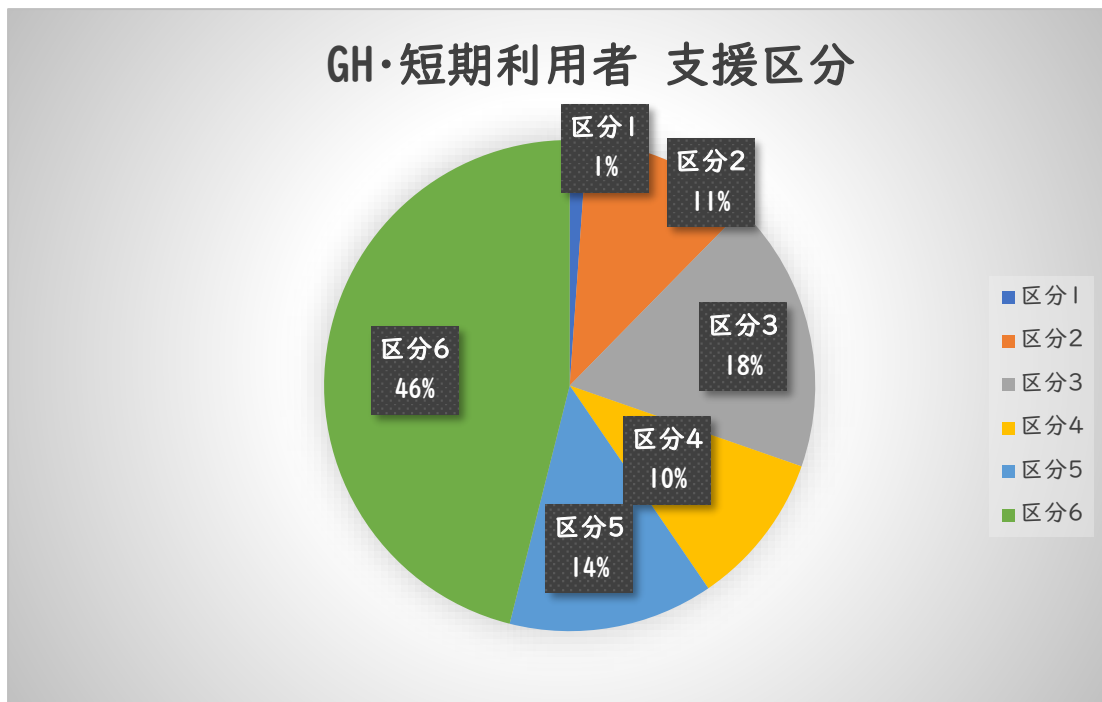
(令和 2 年 4 月 定員計 68 名 / 令和 2 年 6 月以降 定員 86 名)

ブレイブ	すまいる 1:2 名	すまいる 2:2 名	すまいる 3:2 名	すまいる 4:2 名	すまいる 5:5 名
	すまいる 6:2 名	すまいる 7:6 名	すまいる 9:2 名	すまいる 14:2 名	
りべらる	すまいる 8:9 名	すまいる 10:16 名	すまいる 13:8 名		
	すまいる 15:6 名※	すまいる 16:6 名※	すまいる 17:6 名※令和 2 年 6 月以降		
はれ	はれ:5 名	はれ 2:5 名			

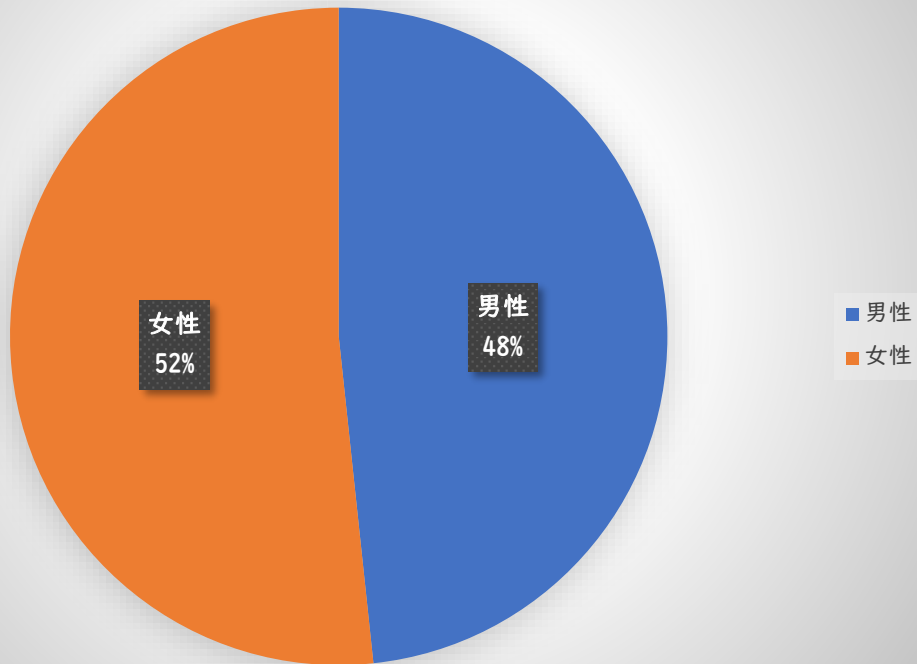
② 共同生活援助事業実績

月	入居者数	短期・体験
4 月	41 名	1 名
5 月	42 名	0 名
6 月	53 名	2 名
7 月	53 名	3 名
8 月	51 名	1 名
9 月	53 名	1 名
10 月	53 名	2 名
11 月	54 名	3 名
12 月	55 名	1 名
1 月	56 名	1 名
2 月	55 名	0 名
3 月	54 名	0 名
平均稼働率=89.4%※体験・短期、入院期間、外泊期間を含まず		

① 男女比・平均年齢・区分・状態像



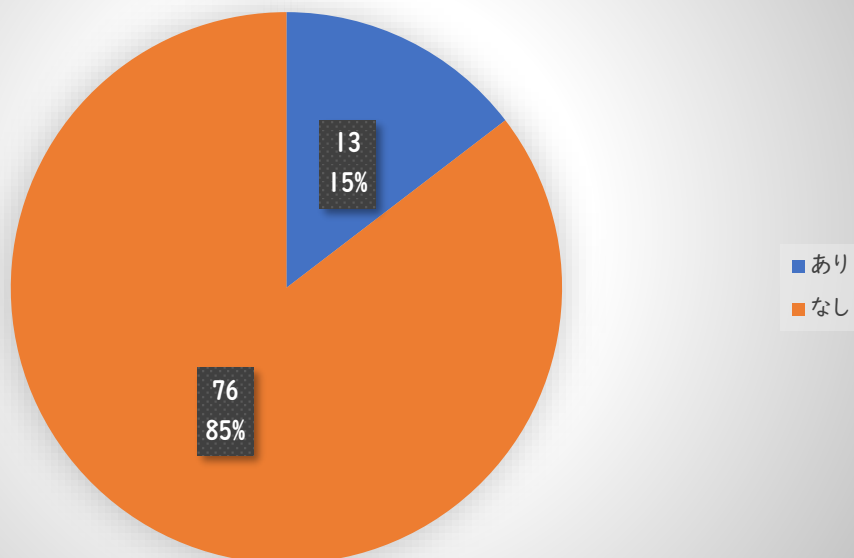
GH・短期利用者 男女比



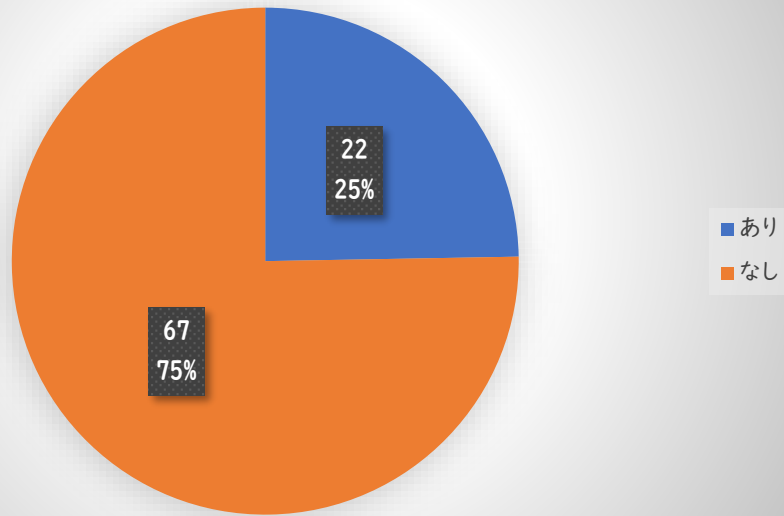
② 介護職員が行う医療的ケア

- ・経管栄養(胃ろう)による食事、水分、服薬等の注入介助
- ・気管カニューレ及び口腔内からの喀痰吸引

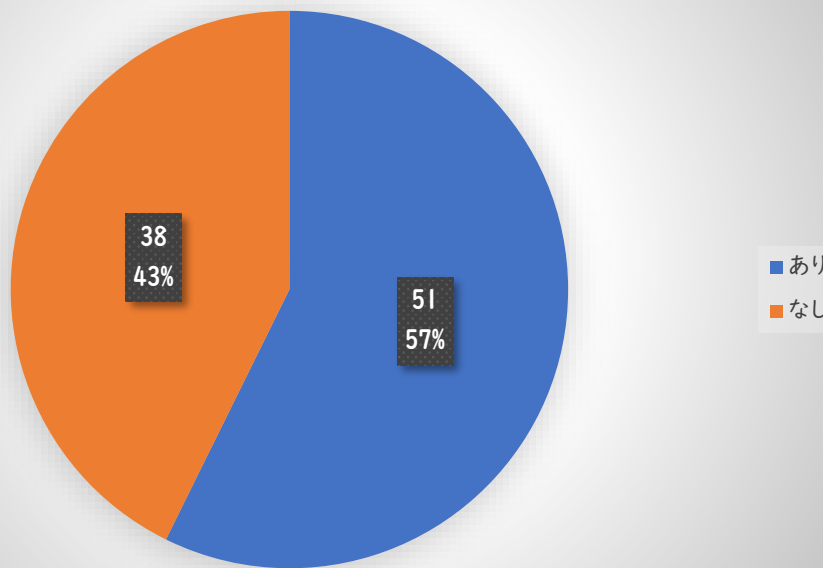
GH・短期利用者 鼻マスク・人工呼吸器の有無



GH・短期利用者 医療的ケアの有無



GH・短期利用者 車いす利用の有無



➤ 訓練

コロナの影響で未実施

相談支援センターこすもす

千葉県障害者基幹相談支援センターの受託により、こすもすとしては計画相談の継続を主として事業を行っていった。

➤ 計画相談利用者（令和3年3月現在）

合計 102 人

➤ 相談件数（令和3年3月現在）

(件数)	R2									R3	
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特定相談支援											
計画相談	21	22	32	22	33	25	21	17	10	4	25
障害児相談支援	1		1	3	1			1	1	1	
一般相談											
地域移行								1	1	1	
自立生活援助											

訪問看護ステーションりべるたすの事業報告

➤ 事業実績について

看護師の入れ替わりがあり、体制を整備をしている中で、訪問看護件数は横ばいの状況でした。グループホームを中心に活動をしており、ヘルパーの実地研修も相当数受けていますまた、短期や体験入居の方の医療ケアについても協力的に行ってきました。

訪問診療（月2回）+ 往診（《適宜》）		39名程度
看護	患者数	31~41名程度
	訪問件数	378~558件/月
訪問看護請求		平均370万

➤ 人員体制

医師	1名
正看護師	2名
准看護師	3名
理学療法士	2名

WORKSTATION りべるたすの事業報告

今年度は長洲へ事業所を移転して利用者の受け入れの幅を増やしました。新規事業としてお弁当販売も始め、働く場のバリエーションも増やしました。コロナの影響で、在宅ワークができる体制の整備を行い緊急事態宣言下において在宅ワークを行っていただきました。

➤ pre WORK STATION りべるたすについて

令和2年7月より、移転前のWORKSTATIONの建物で pre WORK STATION りべるたすの事業を開始しました。

現状では仕事に関わるのが難しいと思われる利用者様に対し、生活介護事業単体で日中の活動場所とレクを提供しています。それらを通じ社会に関わる機会を増やすことで QOL の向上や本人たちが活躍できる機会の提供が出来る事を目指しています。

➤ 利用状況について

■WORK STATION りべるたす利用状況

移転に伴い、定員数22名→定員数31名へ増加

現在の登録人数 37名 内身体障害 21名 内精神・発達障害 16名

■pre WORK STATION りべるたす利用状況

利用定員（20名）、登録者数（13名）

➤ 目標達成状況について

■R3年3月時点での月額平均工賃（¥13143）

■今年度作業総売上¥7301514

■定員増加に合わせ従業員数社員4名パート1名→社員8名パート2名に増員

■R2年7月移転に伴い就労移行支援を廃止、現在は希望者の就職活動支援を行っている。現在就職活動中2名、8月面接予定1名、書類選考中1名

喀痰吸引等研修

コロナ禍において、研修の定員を半数にして密にならない状況を作りながら、研修時間も短縮して行ってきました。受講をお断りするケースが多かったです。

	2020年度 月日	喀痰吸引等研修		重度訪問従事者養成研修	
		受講者数	合格者数	統合版	重度のみ
1	4月26日	9	9	3	
2	6月21日	10	10		
3	7月26日・27日	17	15	5	1
4	9月20日・21日	8	8	2	
5	10月25日	9	9		
6	11月29日・30日	8	8	2	
7	1月24日・25日	7	7	0	
8	2月28日	14	14		
9	3月21日・22日				
		82	80	12	1

※2019年度3月の喀痰吸引等研修は、新型コロナウイルス対応の為中止

研究事業

■令和2年度障害者総合福祉推進事業

「入院中における重度訪問介護の利用に関する調査研究」

地域貢献事業

令和元年度 川戸町買物支援&ゴミ出し支援 結果報告

■買物支援

平成 30 年より引き続き、毎週木曜日の 11:00～参加者それぞれのお宅を車で訪問し、近所のスーパー二か所（ベルクスとマミーマート）にて隔週交互に買い物をし、ご自宅へお送りしました。

	登録者	参加者延	開催回数
4 月	5 名	0 名	0 回※コロナの影響ですべて中止
5 月	5 名	0 名	0 回※コロナの影響ですべて中止
6 月	6 名	8 名	2 回※コロナの影響で 2 回中止
7 月	6 名	18 名	4 回
8 月	6 名	19 名	4 回
9 月	6 名	18 名	4 回
10 月	6 名	22 名	5 回
11 月	6 名	18 名	4 回
12 月	6 名	18 名	4 回
1 月	6 名	16 名	3 回
2 月	6 名	0 名	0 回※コロナの影響ですべて中止
3 月	6 名	4 名	1 回※コロナの影響で 3 回中止

■ゴミ出し支援

平成 30 年度から引き続き、ゴミ出し支援が必要な方に対し、火曜日と金曜日の週 2 回 17 時ごろに各お宅をゴミ収集のために訪問し、当法人のゴミステーションで保管する支援を行っています。

コロナ関連報告

りべるたす新型コロナウイルス感染対策方針

1 手洗いと手指アルコール消毒、手荒れ防止のスキンケア、咳エチケットの徹底を行います。

ドアノブ、ベッド柵、手すり等を触った手で、自分の顔、利用者、他の職員への直接の接触をしないことを徹底する。ドアノブ、ベッド柵、手すり等を触った手は、必ずアルコール消毒または手洗いをを行うことを徹底する。

2 発熱者は、利用者・職員ともに、法人で経過管理します。

3 マスクの使い方の徹底（サージカルマスクについてはWHOの基準の通り、発熱者や風邪症状がある人を介護するときのみ使用。備蓄に限りがあるため施設内アウトブレイクに備えます）

4 新型コロナ感染者発生時の隔離想定シュミレーションを早急に行います。

5 面会制限はしばらく継続いたします。映像通信などのICTを使ったコミュニケーションができるように早急に体制を整えます。業者の方は居室には入らず、玄関でお願いします。

6 病院は集団感染リスクが高いことから、通院は引き続き控えていただけるようお願いいたします。クリニックで薬の処方はお手伝いします。

7 「3密」を防ぎます。離れていられるときには離れる、換気を一定間隔で行います。

8 グループホーム入居者の方には、公共交通機関を利用しないこと、多くの人が集まる場所に行かないことをお願いすること。

施設内に新型コロナウイルスを持ち込ませないための考え方。

新型コロナウイルスは、施設外から持ち込まれます。具体的には、面会者、納入業者、職員、医療機関を受診する入所者によって、ウイルスが持ち込まれることを想定する必要があります。

1) 面会中止および業者の制限

このため、新型コロナウイルスの地域流行が認められているときは、原則として面会はすべて中止とします。

納入業者による物品の搬入なども玄関先で行います。どうしても立ち入る必要があるときは、玄関先でアルコールによる手指衛生を行ったうえで、トイレも含め共用の場所には立ち入らないように求めます。

なお、入所者の外出については、野外の散歩程度であれば制限する必要はありません。身近な買い物についても可能ですが、施設に戻ったときの手指衛生を心がけるようにしてください。

2) 職員の手指衛生と健康管理

職員についても、玄関先で手指衛生を行ってください。出勤時の検温と症状確認をして、軽微であっても発熱や咳などの症状があれば休ませます。勤務中であっても症状を認めた時点で、必ず休ませてください。

職員と同居している家族が新型コロナウイルス感染症と診断されているときは、最後に暴露した日（同居する家族の症状を最後に認めた日）から14日間の就業制限が求められます。あるいは、その家族が表1に示すような新型コロナウイルス感染症を疑う状況であれば、これに準じた対応が求められます。

===

表1 新型コロナウイルス感染症を疑うべき状況

- ・14日以内に新型コロナウイルス感染している者と濃厚に接触しているとき（患者と同居している／互いにマスクを着けずに数分間の会話をした／閉鎖された空間に1時間以上一緒にいた）
- ・発症してから4日以上が経過しているものの軽快せず、かつインフルエンザなど他の疾患が同定されていないとき
- ・地域において新型コロナウイルス感染症の大きな流行が認められているとき

===

一方、家族に症状を認めていても、新型コロナウイルス感染症を疑う状況でなければ、当該職員に就業制限をかける必要はありません。ただし、新型コロナウイルス感染症ではないと言い切れるものではなく、最後に暴露した日（同居する家族の症状を最後に認めた日）から14日間を厳密な観察期間とします。この期間はサージカルマスクを必ず着用し、手指衛生も心がけながら業務にあたります。そして、勤務中でも症状を認めた場合には、すぐに業務から外れなければなりません。

3) 定期受診の延長もしくは電話診療

入所者が医療機関を受診する際には、とくに感染予防を本人と支援者ともに注意する必要があります。医療機関では、定期受診する慢性疾患の患者と発熱患者とが接触することがないように、空間的もしくは時間的に分離する工夫をしていることがあるので、あらかじめ電話をかける等して受診方法を確認してください。受診するにあたっては、サージカルマスクを着用して、受診前後および院内の公共物を触れたあとの手指衛生を心がけます。

なお、慢性疾患の状態によっては、患者数が増大している時期に医療機関を受診しなくてよいように、長期処方を求めることも検討してください。また、電話による診療でファクシミリ等による処方箋発行が受けられることがあります。かかりつけ医に相談してください。

3. 施設内で新型コロナウイルスの流行を疑うとき

地域で新型コロナウイルス感染症が流行している状況では、施設内で働く全ての職員は、標準予防策を徹底するとともに、常にサージカルマスクを着用して業務にあたります。

そのうえで、毎日2回、全入所者と職員について発熱や咳などの症状の有無を確認します。もし、ひとつのフロアにおいて複数の入所者や職員に発熱や症状を認めた場合には、新型コロナウイルス感染症が当該フロアで流行している可能性を疑います。さらに、これが複数のフロアで認められる場合には、施設全体で流行している可能性を疑います。とくに、発熱や症状を認めている入所者や職員の数が増えている場合には、以下に述べる対策を緊急に開始する必要があります。

1) 症状のある入所者への対応

医師の診察を要するかの判断

原則として、かかりつけ医の事前指示もしくは電話相談により医師の診察を要するかを決定します。一般的には、体温が37.5℃未満であり、咳や倦怠感などの症状も軽微であれば、経過を見守ることも可能です。ただし、表1に示す新型コロナウイルス感染症を疑う状況では、かかりつけの医師等に速やかに相談するとともに、必要な検査等が受けられるかを確認してください。

1日4回の状態確認を行って、症状が長引いている場合、呼吸苦を訴えている場合、意識レベルの低下を認める場合、水分や食事がとれなくなっている場合など、重症化の兆候を疑うときは、医療機関へ搬送する等の速やかな対応が求められます。

本人に求める感染対策

軽微であっても症状のある入所者には、できるだけ個室管理としてトイレも専用とします。部屋のドアは閉めておき、適宜、換気を行います。個室が確保できないときは、ベッド周囲のカーテンを閉める、他の入所者とのあいだに衝立を置くなどの飛沫感染予防を徹底します。やむを得ず室外に出るときは、マスク着用と手指衛生の徹底を求めます。

食事については、個室内で介助することが原則です。個室における専用の入浴以外は中止して、身体清拭とします。

使用したタオル等については、原則として他の入所者とは別に洗濯してください。どうしても一緒に洗う、もしくは共用する必要がある場合には、熱水で処理(80℃10分間)もしくは次亜塩素酸ナトリウム溶液(0.05~0.1%)に浸漬してから洗濯します。

ケアにあたる職員の感染対策

ケアにあたる職員は、サージカルマスクと手袋を必ず着用します。さらに、飛沫をあびる可能性があるときは使い捨てエプロンとアイゴーグルを着用します。担当する職員については、できるだけ有症者のみの対応とするなどして、症状のない入所者へのケアと業務が交わることがないようにします。

なお、サージカルマスクは利用者ごとに交換する必要はありませんが、手袋とエプロンは利用者ごとに交換してください。一方、アイゴーグルについては、当該職員専用としていれば、再利用することができます。これら感染防護具が入手できないときは、表2を参考として代用してください。

===

表2 感染防護具が入手できないとき

サージカルマスク:布やガーゼによるマスクで代用する。鼻までが覆えるように工夫すること。ただし、防御機能は低下しているため、できるだけサージカルマスクを入手する。

手袋:ケア直後の丁寧な手洗いで感染は防御できる。

使い捨てエプロン:ゴミ袋の底に1カ所と側面の2カ所に穴を開けて、レインコートのように被ることで代用できる。

アイゴーグル:透明なアクリル板を適切なサイズに切って眼鏡に張り付けることで防御できる。

===

2) 症状のない入所者への対応

本人に求める感染対策

症状のない入所者であっても、できるだけ個室で療養いただきます。個室が確保できないときは、ベッド周囲のカーテンを閉める、他の入所者とのあいだに衝立を置くなどの飛沫感染予防を行います。また、定期的な換気を行ってください。

食事についても、できるだけ個室で行うことが望ましいですが、介助する人員が十分でない状況等においては、症状のない入所者に限って共用エリアでの食事介助も考えられます。

トイレを専用とする必要はありませんが、できるだけ指定されたトイレを使用するように求めて、不特定多数が同一のトイレを使用することがないようにします。

入所者相互に交流するレクリエーション等は中止として、必要なりハビリテーション等は個室で実施します。ただし、一定の距離を空けたうえでであれば、テレビを観るといったことは可能と考えられます。入所者同士が直接触れ合ったり、近距離で会話することがないようにしてください。

ケアにあたる職員の感染対策

ケアにあたる職員は、サージカルマスクと手袋を必ず着用します。さらに、飛沫をあびる可能性があるときは使い捨てエプロンとアイゴーグルを着用します。

4) 施設内の環境消毒

施設内で共用している手すり、ドアノブ等の高頻度接触表面について、アルコールや抗ウイルス作用のある消毒剤含有のクロスを用いて、1日3回以上の清掃・消毒を行います。

症状のある入所者の室内清掃など、とくに汚染が疑われる場所の環境清掃を行うときは、手袋、サージカルマスク、ガウン、アイゴーグルを着用します。

5) 濃厚接触した職員への対応

すでに症状を認めていた入所者について、サージカルマスクとアイゴーグルを着用しないまま数分間以上のケアを行っていた職員は、最後に曝露した日から14日間の就業制限とします。

また、手袋を着用せずに、分泌物や排泄物と直接接触し、直後に手指衛生を行わなかった職員についても、最後に曝露した日から14日間の就業制限とします。

レベル1～レベル3に分けてグループホームの対応をする。

レベル1 地域での発生を認めていない状況

http://plaza.umin.ac.jp/~ihf/others/covid_e1.pdf

地域で感染者の報告はありますが、いずれも渡航歴や接触歴のある患者であって、流行状況は限定的であると考えられる状況です。十分な警戒が必要ですが、厳格な制限は求めません。たとえば、面会者に症状確認を求めますが、面会禁止とはしません。職員の健康管理が重要です。何らかの経路でウイルスが持ち込まれ、施設内での集団発生が引き起こされる可能性があることを前提とし、症状のある入所者への対応については強化します。また、感染防護具が不足する状況が続くことも考えられるため、アイゴーグル、マスク、ガウン、手袋について、必要な交換頻度と手に入らない場合の代用手段について紹介しています。

レベル2 地域で発生しており、患者への入院勧告が行われている状況

http://plaza.umin.ac.jp/~ihf/others/covid_e2.pdf

渡航歴や接触歴のない患者の報告が増加しており、地域での流行が始まっていると考えられる状況です。この段階では、施設内にウイルスが持ち込まれないように厳格な対策をとる必要があります。すなわち、原則として面

会禁止とし、納入業者による物品の搬入なども玄関先で行います。施設職員は常にマスク着用として、症状確認を徹底をします。入所者が医療機関を受診する際にはサージカルマスクを着用し、手指衛生を心がけることを求めています。症状のある入所者への対応についても、引き続き強化していきます。

レベル3 地域で流行しており、患者への入院勧告が行われない状況

http://plaza.umin.ac.jp/~ihf/others/covid_e3.pdf

地域における感染拡大が進んでいる状況です。この段階では、入所者の感染が確認されたとしても、軽症であれば入院措置とはならず、施設において療養継続となる可能性があります。また、すべての疑われる患者に対してはPCR検査が実施されなくなることも考えられます。誰が感染しているか分からなくなっていることを前提に、施設を守っていく考え方を紹介しています。また、感染者が医療機関を多数受診している可能性があるため、入所者による不要不急の受診を避けることも求めています。

職員各位

新型コロナウイルス感染対策についてのお願い

令和2年3月30日
社会福祉法人りべるたす
理事長 伊藤佳世子

日々、業務に誠意を尽くしていただき、大変感謝申し上げます。この度は、新型コロナ対策についてのごお願いです。

先日、千葉県東庄町にある障害者福祉施設にて集団感染が確認されました。知的障害者の施設であることから基礎疾患をお持ちの方は少ないと思われませんが、半数以上の利用者と職員が新型コロナウイルスに感染する事態となりました。これは対岸の火事ではありません。当法人においても、施設内アウトブレイクを防ぐための徹底が必要です。施設内でアウトブレイクが起こると、基礎疾患のある方の重症化が想定されること、また介助者が不足する可能性があり、大変危険な状態になります。グループホーム入居者の方には、ご家族を含む面会謝絶や居室外での物品の引き渡し等の徹底、公共交通機関を使わないこと、病院へはできるだけ通院をしないこと等をお願いしているところです。また、介護者には、手洗いの徹底、介護中のサージカルマスク、アルコール消毒、手荒れのスキンケア、咳エチケットの徹底等をお願いします。また、感染者が出た場合であっても、軽症の場合は病院に入院できない可能性もあるため、グループホーム内での隔離想定が必要です。その際はまた更なる厳戒態勢でのケアを行います。

つきましては、新型コロナウイルス感染対策についての当法人の方針を以下に示したいと思いますので、ご理解のほど、何卒宜しくお願い致します。尚、これまで以上に気を引き締めて、利用者の生命を守るための対応を最大限させていただきますので、どうかご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

りべるたす新型コロナウイルス感染対策方針

- 1 手洗いと手指アルコール消毒、手荒れ防止のスキンケア、咳エチケットの徹底を行います。
ドアノブ、ベッド欄、手すり等を触った手で、自分の顔、利用者、他の職員への直接の接触をしないことを徹底する。ドアノブ、ベッド欄、手すり等を触った手は、必ずアルコール消毒または手洗いを行うことを徹底する。
- 2 発熱者は、利用者・職員ともに、法人で経過管理します。
- 3 マスクの使い方の徹底（サージカルマスクについてはWHOの基準の通り、発熱者や風邪症状がある人を介護するときのみ使用。備蓄に限りがあるため施設内アウトブレイクに備えます）
- 4 新型コロナ感染者発生時の隔離想定シミュレーションを早急に行います。
- 5 面会制限はしばらく継続いたします。映像通信などのICTを使ってのコミュニケーションができるように早急に体制を整えます。業者の方は居室には入らず、玄関でお願いします。
- 6 病院は集団感染リスクが高いことから、通院は引き続き控えていただけるようお願いいたします。クリニックで薬の処方はお手伝いします。
- 7 「3密」を防ぎます。離れていられるときには離れる、換気を一定間隔で行います。
- 8 グループホーム入居者の方には、公共交通機関を利用しないこと、多くの人が集まる場所に行かないことをお願いします。

以上

りべるたすのグループホームに関わる皆様へ

新型コロナウイルス対策について

令和2年4月17日
社会福祉法人りべるたす
理事長 伊藤佳世子

拝啓

春暖の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。日頃は大変お世話になっております。

この度、りべるたすとして、新型コロナウイルス対策について新たに追加したいことを、お知らせいたします。4月2日にリリースされたWHOの報告書によると、新型コロナウイルス感染症では主に発熱やせきなどの症状を示した患者から他人に感染しており、症状が出ていない患者からの感染例は少ないとする研究結果を報告しています。

症状は初期に発熱(37℃以上)や咳が出るようなので、咳が出ているかということと、**体温管理が大変重要です**。37℃以上の熱が出ているとき、3日前までに発熱したことがある場合、咳の症状があるときには事業所に相談をお願いします。

また、体温の計測をまめにするために、※ 日勤の方は入室時と14時～15時頃の2回、夜勤の方は入室時と20時～22時頃、朝の5時～7時間頃の3回(いずれも5時間以上滞在する場合)に体温の計測をお願いいたします。これは早期発見により、感染者が発症しても濃厚接触者を最小限にすることが狙いです。

新型コロナウイルスは気を付けていても感染してしまうこともあります。誰のせいでもありません。大切なことは早期に自己の体調の変化に気づくことです。少しでも体調不良を感じたら、責任感でシフトに入らないようお願いします。最近、数名から体調の相談を受けます。37℃を超えているという方はシフトを外しております。勤務中でも帰宅していただいております。専門職として、休む勇気を持つことは大事なことです。そして、こういった相談をいただけることは大歓迎です。

尚、今後は新型コロナウイルス感染の疑いがある方や感染者等が出てくることも想定されます。その際には、限定した職員で関わるために、人員配置を減らす場合もあります。できるだけ配慮は致しますが、ご利用者様の生命を守るためには、生活の質を落とす場合もあります。

新型コロナウイルスの感染を防止するため、また、感染しても最小限にするための対策に、どうかご理解ご協力をお願いいたします。

最後に「イラストでみる介護施設の新型コロナウイルスの対策」を共有いたします。新型コロナウイルスの特徴を理解し、全力で予防に努めていきたいと思います。

敬具

関係者各位

新型コロナウイルス対策について

令和2年4月22日
社会福祉法人りべるたす
理事長 伊藤佳世子

拝啓 新緑の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

この度、りべるたすの新型コロナウイルス対策について更なるお願いです。以下の方針に従いまして支援を行ってまいりますのでご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

4月20日に新型コロナウイルス患者との濃厚接触者の定義が下のようになりました。

発症二日前から接触している者、患者との距離が1メートル以内の者、マスクなどの標準予防策なしで15分以上の接触があった者等です。

このことから、自分も相手も新型コロナウイルス感染者の可能性を考えて予防する方がよいです。介護体制が崩壊することを最小限にできるよう、以下を行います。皆様の生活を守るためどうか、ご理解ご協力の程宜しくお願い致します。

敬具

記

- 1) 十分な換気
○ドアと窓の両方を開けての換気をお願いします。
○1～2時間に5～10分程度
- 2) 接触機会の減少
○長時間にケアに入る場合は、入室時以外にも定期的に検温を実施してください。
○基本的にケア以外は1メートル以上離れて待機します。※離れていることが難しい場合はこの限りではありませんが、状況を事業所に報告してください。
○食事や入浴介助中も手袋の着用を基本とします。※手袋の手配が難しい場合は事業所に連絡してください。
- 3) シフト調整
○複数の利用者にまたがって入る支援者を減らすように偏ったシフトになる可能性があります。

(グループホームでの入浴について)

- 1) 湯舟での感染を防ぐため、シャワー浴をお願いします。
- 2) 一人が関わる時間を15分以内にしたいので、シャンプーの仕方、脱衣や着衣等のやり方の変更をお願いする場合がございます。

●「患者(確定例)の感染可能期間」とは、発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状(以下参照)を呈した2日前から隔離開始までの間とする。

*発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など

●「濃厚接触者」とは、「患者(確定例)」の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
- ・適切な感染防護無しに患者(確定例)を診察、看護若しくは介護していた者
- ・患者(確定例)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他:手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と15分以上の接触があった者(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)。

参照:「国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領(2020年4月20日暫定版)」より、抜粋。

<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-02-200420.pdf>

以上

関係者各位

新型コロナウイルス対策について

令和2年5月26日
社会福祉法人りべるたす
理事長 伊藤佳世子

拝啓

新緑の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

りべるたす新型コロナウイルス対策について、緊急事態宣言が解除されましたが、第二波の恐れがあるため、当面は以下のような方針で対応いたしますので、ご理解ご協力の程、よろしくお願い致します。

次の検討時期は、6月8日の週に第二波の状況の確認をしまして、6月15日からの対応をお伝えするという流れになります。何卒、よろしくお願いいたします。

敬具

記

- 1 手洗い又は手指アルコール消毒、手荒れ防止のスキンケア、咳エチケットの徹底を行います。ドアノブ、ベッド柵、手すり等に触った手で、自分の顔、利用者、他の職員への直接の接触をしないことを徹底する。ドアノブ、ベッド柵、手すり等に触った手は、必ずアルコール消毒または手洗いを行うことを徹底する。
- 2 発熱者は、利用者・職員ともに、法人で経過管理します。
- 3 面会制限はしばらく継続いたします。映像通信などのICTを使つてのコミュニケーションができるように早急に体制を整えます。業者の方は居室には入らず、玄関でお願いします。
- 4 病院は集団感染リスクが高いことから、通院は引き続き控えていただけるようお願いいたします。クリニックで薬の処方はお手伝いします。
- 5 「3密」を防ぎます。離れていられるときには離れる、換気を一定間隔で行います。
- 6 グループホーム入居者の方には、公共交通機関を利用しないこと、多くの人が集まる場所に行かないことをお願いすること。
- 7 日勤夜勤の体温チェックは引き続き行う。

➤ 6月1日より解禁すること。

入浴については湯舟に入ることができます。

ケアの前後の手洗いと換気もしっかりしましょう。

今後も早期発見のため体温管理もしっかりしましょう。

ドアノブ消毒、ベッド柵消毒等

グループホームの次亜塩素酸ナトリウム（濃度5%）で行ってください。

【薬液の作り方】500mlのペットボトルにキャップ2杯（10ml）程度で作成、ペーパータオル等に十分に薬液を含ませて拭き、自然乾燥します。

以上